

## 西南学院大学博物館所蔵「筑後国宗門手形」

野藤 妙

### 解題

西南学院大学博物館では、日本キリスト教史に関連した史料を収集方針のひとつに掲げており、特に江戸時代における禁教政策のなかで作成された宗門改に関する史料を多く所蔵している。本稿では、「筑後国宗門手形」を紹介する。

江戸幕府によりキリシタン禁令が発布されると、禁止された宗教を信仰していないことを証明するため、すべての人はどこかの寺の檀家となる必要があった。寺院には、その檀家に対して檀那寺であることを証明する文書を発給することが求められた。それらの証文は、宗旨手形や寺手形、寺請証文などと呼ばれ、現存する寺請証文のなかで最も古いものは寛永一二（一六三五）年のものであるという。このような証文は、藩などによって定期的に確認されたと考えられ、現在の身分証明書に近いものであったとも言われる。江戸時代に各地で大量の証文が発行されたと推測される一方で、証文自体に関する先行研究はほとんど見られない。当館では九点の宗門手形を所蔵している。現存する同藩領の宗門手形と比較することにより、その地域における宗門手形の類型が明らかにできるであろう。

当館が所蔵する宗門手形のそれぞれの作成年、法量、形状については次の通りである。

- 【史料一】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二七．一糎×二六．二糎（台紙…三三．二糎×四〇．二糎）、一紙
- 【史料二】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二六．〇糎×三四．一糎（台紙…三三．〇糎×四〇．〇糎）、一紙
- 【史料三】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二六．六糎×一六．二糎（台紙…三一．九糎×四〇．一糎）、一紙
- 【史料四】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二六．一糎×一七．八糎（台紙…三三．一糎×四〇．二糎）、一紙
- 【史料五】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二六．一糎×一七．三糎（台紙…三三．二糎×四〇．二糎）、一紙
- 【史料六】宗門手形／寛政七（一七九五）年／本紙…二六．七糎×二六．七糎（台紙…三三．一糎×四〇．一糎）、一紙
- 【史料七】宗門手形／寛政一〇（一七九八）年／本紙…二六．六糎×二一．九糎（台紙…三三．二糎×四〇．一糎）、一紙
- 【史料八】宗門手形／寛政一〇（一七九八）年／本紙…二六．六糎×二四．八糎（台紙…三一．八糎×四〇．五糎）、一紙
- 【史料九】宗門手形／文久三（一八六三）年／本紙…二六．五糎×一八．九糎（台紙…三三．一糎×四〇．一糎）、一紙

いずれも冒頭に「宗門手形」とあるが、当館では「筑後国宗門手形」という史料名を付けている。本の紙の法量はそれぞれ異なり、本紙の下部が切り取られているとはつきりわかる箇所があるため、後世にもととの史料が切り取られ、台紙に貼られたのであろう。

「筑後国宗門手形」のうち、五点（史料一～五）は上妻郡川瀬村（現福岡県八女郡広川町）、一点（史料六）は上妻郡藤田村（現福岡県久留米市、筑後市、八女郡広川町にまたがる）、二点（史料七、八）は

上妻郡本村(現福岡県八女市)の住民のものである。作成した寺院は西念寺や専修寺など様々であるが、いずれも江戸時代には久留米藩領であった地域である。

ここで、久留米藩の宗門改制度について確認しておこう。久留米に有馬豊氏が入封したのは、元和六(一六二〇)年のことであった。江戸幕府によってキリシタン禁令が發布され、弾圧が行われるなか、久留米藩においても、寛永二(一六二五)年に出した条々にキリシタン改についての条文が載せられた。島原・天草一揆以降、江戸幕府はキリシタン禁制を一層強化し、日本人全員に寺請証文を義務付けた。寛文四(一六六四)年一月二五日、幕府より一万石以上の諸藩へ宗門改専任役人の設置が命じられたことを受けて、久留米藩では翌寛文五(一六六五)年に寺社奉行(宗門改並御領中人数改附寺社役)として、有馬重秀と稲次正延を任命した。上妻郡の大庄屋の記録『家勤記得集』<sup>2)</sup>は、『久留米市史』<sup>3)</sup>など自治体史でもよく参照されている史料であるが、本稿においても引用しておきたい。

同年久留米において有馬半右衛門重秀(後に主計頭と改む)・稲次八兵衛正延始めて寺社奉行に補せらる。下肝煎白崎勘左衛門(三百石なり)・戸田伝右衛門(三百石なり)・伴六左衛門(三百石なり)・石黒助兵衛(二百石なり)・藤田治部太夫(一百五十石なり)有馬家中の武士、その家内男女仕人下好等、寺社家男女、城下町人男女、領中在郷男女一家每人別、名、齢、生国を記す。二歳以上の男女は邪法宗門の絵を踏ましむ。十五歳以上は日本罰文、吉利支丹罰文二通の誓紙に墨判血判す。家中城下の町は毎年五月これを改む。在郷は六月これを改む。家中の土は血判を除く。毎月生死増減はこれを記し證文遣り取り、その月末寺社奉行にこれを出す。(後略)

同年とは、寛文五年を指す。この年より、寺社奉行と下肝煎という宗門改を行う役人が定められた。久留米藩の藩士やその家族、寺社の者たち、領民すべて、二歳以上の者は踏絵を踏ませ<sup>4)</sup>、一五歳以上の者には日本罰文と吉利支丹罰文に黒印・血判を捺させた、とある。日本罰文と吉利支丹罰文とは、それぞれ日本誓詞、南蛮誓詞であろう。日本誓詞とは、キリシタンではないことを誓い、もしこの誓いに背いた場合には、日本の神々の罰を蒙る、というものであり、南蛮誓詞は、デウスや伴天連、聖子、聖霊、サンタ・マリア、天使などの罰を蒙る、という内容であった。宗門

改を行う時期は藩により様々であるが、前出の史料より、久留米藩では、城下は五月、在郷は六月に宗門改が行われたことがわかる。そのほか久留米藩の宗門改に関する史料として、「宗門方之儀ニ付被仰出等且勤方書留等拔書」が知られており、寛文五年四月二十六日に両寺社奉行へ出された御書出の記事がある。そこには、切支丹宗門書物の宛所を寺社奉行とすることが記されている。また、「宗門改之儀、御家中、在町共十五歳方上、毎月書物被申付、三月一度八人別寺手形差出…」とあり、寺手形、つまり宗門手形の差出が定められている。宗門手形については享保三(一七一八)年に一時廃止されたが、不如意な結果となったようで享保七(一七二二)年に再び宗門改の提出が命じられた。久留米藩における宗門改は、時節に応じて変更があり、時代が下るにつれて緩徐化の傾向にあったというが、この寛文五年に定められたものが政策の基本となった。

さて、本稿で紹介する「宗門手形」を見てみよう。前述の通り、本史料はすべて、「宗門手形」と書かれており、一つ書きで宗派、その下に檀家の名前が記される。寺の檀徒であることを証明する文言が続き、作成年、寺の住所・寺名があり、最後に宛名が見られる。この様式は史料一〇九まですべて共通しており、文言も多少の差異があるものの酷似している。本館が所蔵する宗門手形以外に『久留米市史』などで既に紹介されている久留米藩の宗門手形を見ると概ね同様であり、この形式で作成するよう定められていたのであろう。また、前出の「宗門方之儀ニ付被仰出等且勤方書留等拔書」の記事より、宛名はその時期の寺社奉行であることが推測される。特に、本史料は、すべて寺名の後に墨印が捺されていることから、寺院から寺社奉行に提出した原本であったと考えられる。史料七、史料九では、住職が上京のため別の寺院が代判している例が見られ、興味深い。このような宗門手形は庄屋から出された人別帳と照合された。

江戸時代において、幕府はすべての日本人がどこかの寺の檀家となることを義務付けた。寺院が檀家を証明する文書は、本稿で紹介したものだけではなく、引越しや結婚、奉公などの移動の際にも必要であり、檀那寺から移動先の寺院に宛てた送り状なども見られる。それぞれの藩は寺院を藩政組織に組み込み、管理させることによって、領内の人口を把握し、宗門を取り締まった。その一方で寺院側から宗門手形などの制度をみると、戸籍の作成に関わり、固定した檀家を持つことが、寺院経営が安定していく契機となったと言っても過言でないという。久留米藩領では慶応三(一八六七)年に潜伏キリシタンが発覚するため、宗門改の制度が形式化していたという見方もでき

るが、本史料は久留米藩の寺請制度を通じた領民掌握とともに、江戸時代における檀家と檀那寺との結び付きがうかがえる重要な史料であるといえよう。

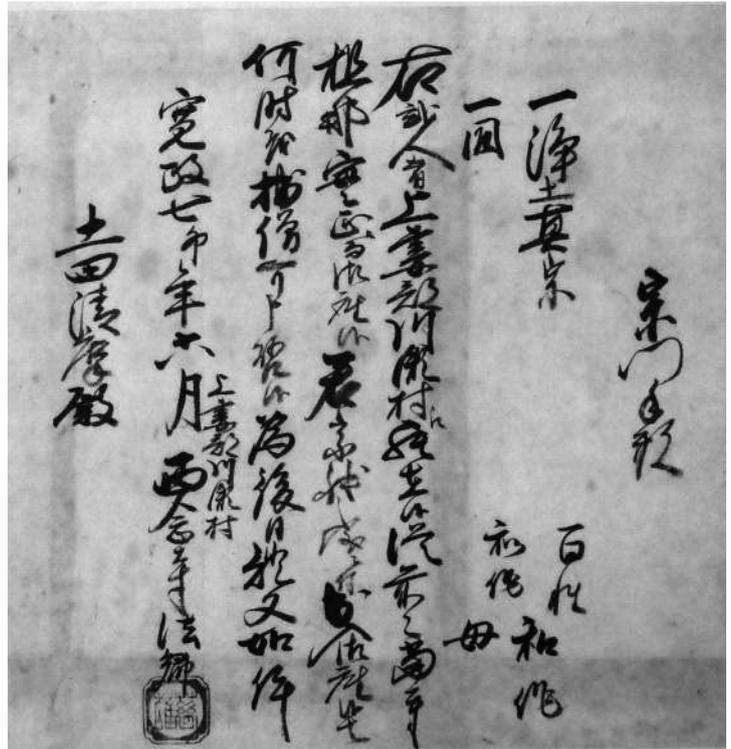
〔註〕

- 1 圭室文雄『日本仏教史 近世』吉川弘文館、一九八七年、六二～六三頁。
- 2 野田正夫解説、古賀幸雄編『家勅記得集』上広川大庄屋稲員家記、鶴久二郎、一九七五年、四八頁。引用の○は、割注である。
- 3 久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第二巻、久留米市、一九八二年、一六〇頁。など。
- 4 久留米藩では、長崎奉行所から踏絵を借用して総踏を行っていた。安高啓明、方圓『久留米藩今村の潜伏キリシタンの発覚と信仰生活』〔西南学院大学博物館研究紀要』第二号、二〇一四年）
- 5 久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第二巻（九八七頁～九八八頁）には、福聚寺所蔵史料より、日本誓詞、キリシタン誓詞が紹介されている。
- 6 有馬泰生家文書（久留米市所蔵）。筆者は久留米市立図書館所蔵の同史料複製版を参照。久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第二巻（九八五頁～九八六頁）には、「宗門方之儀ニ付被仰出等且勅方書留等拔書」の要点がまとめられている。
- 7 久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第二巻、九一五頁。広川町史編さん委員会編『広川町史』上巻、広川町、二〇〇五年、五四〇～五四一頁。筑後市史編さん委員会編『筑後市史』第一巻、筑後市、一九九七年、七九四頁。
- 8 また久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第二巻、九一五頁）で紹介された宗門手形は、寛文一三（一六七三）年のものであり、宛名が「稲次八兵衛」（正延）であることが確認できる。
- 9 圭室文雄『檀家制度の成立過程―熊本藩領を中心として―』〔伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法藏館、二〇〇二年、五〇八頁。）

野藤 妙（のふじ たえ） 西南学院大学博物館学芸研究員

凡例

- 一、刊行に際しては、原本の体裁を表すように努めたが、文字の位置等については多少の修正を加えた。
- 一、変体仮名は、江、而のみ活字を小さくして用い、他は平仮名に改めた。
- 一、旧字は、原本通りとした。
- 一、氏名は原文通りとした。



【史料一】

宗門手形

- 一 浄土真宗 百姓 和作
- 一同 和作 母

右式人は上妻郡川瀬村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺

檀那實正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候は

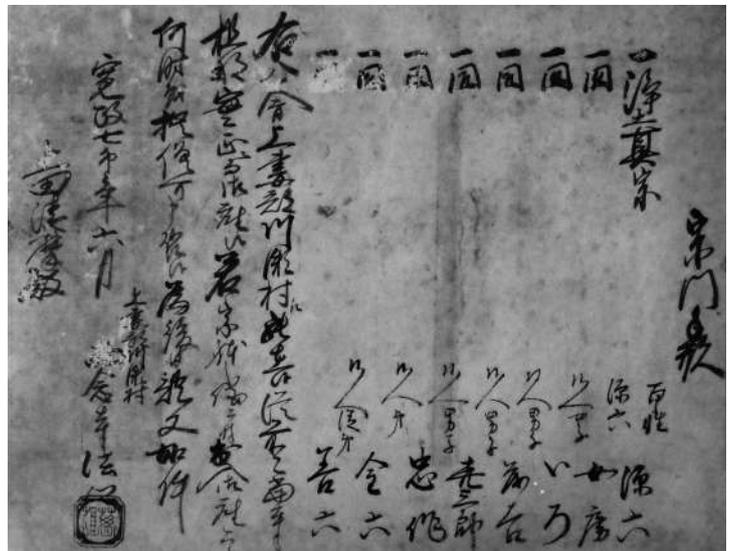
何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

上妻郡川瀬村

寛政七卯年六月

西念寺 法郷〔印〕

土田清摩殿



【史料二】

宗門手形

- 一 浄土真宗 百姓 源六
- 一同 源六 女房
- 一同 同 人女子 いろ
- 一同 同 人男子 茂吉
- 一同 同 人男子 喜三郎
- 一同 同 人男子 忠作
- 一同 同 人兄弟 金六
- 一同 同 人従弟 善六

右八人は上妻郡川瀬村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺

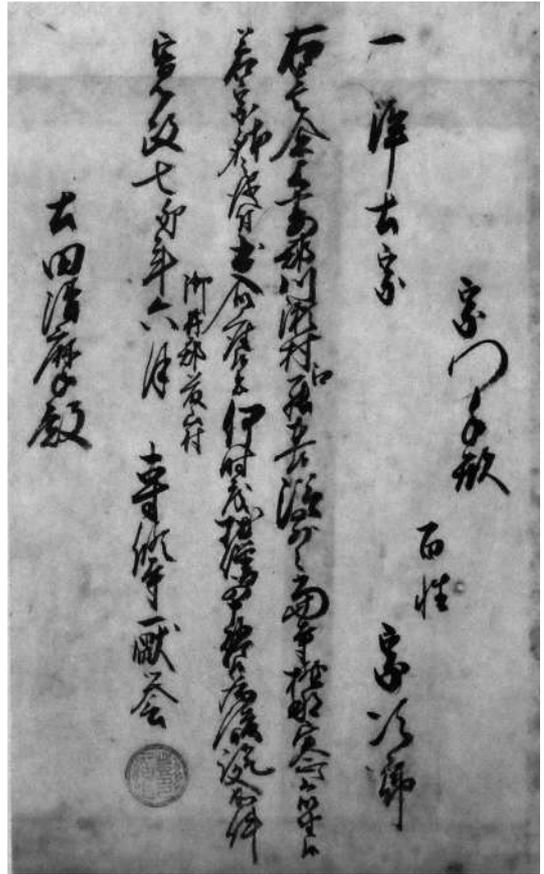
檀那實正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候ハ、

何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

上妻郡川瀬村

寛政七卯年六月

西念寺 法郷〔印〕



【史料三】

宗門手形

一 浄土宗

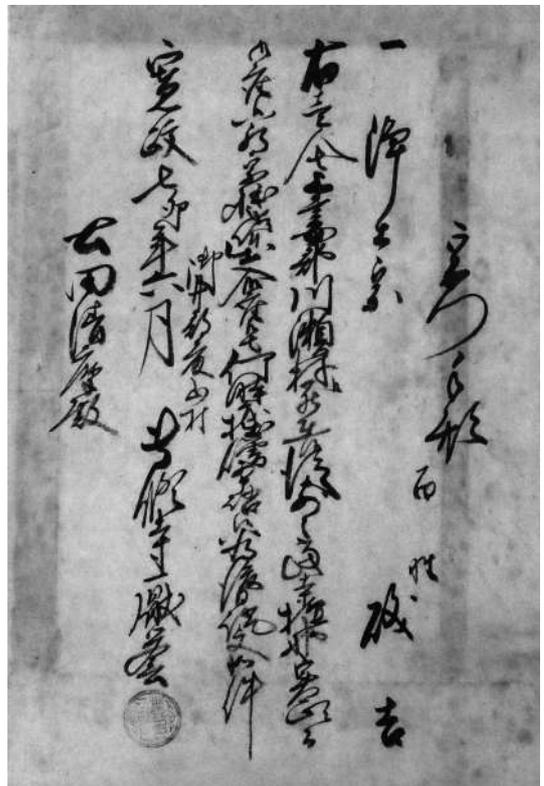
百姓 宗次郎

右老人は上妻郡川瀬村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺檀那実正<sup>三</sup>御座候、  
若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候は、何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

御井郡藤山村

寛政七卯年六月 専修寺 厭誉〔印〕

土田清摩殿



【史料四】

宗門手形

一 浄土宗

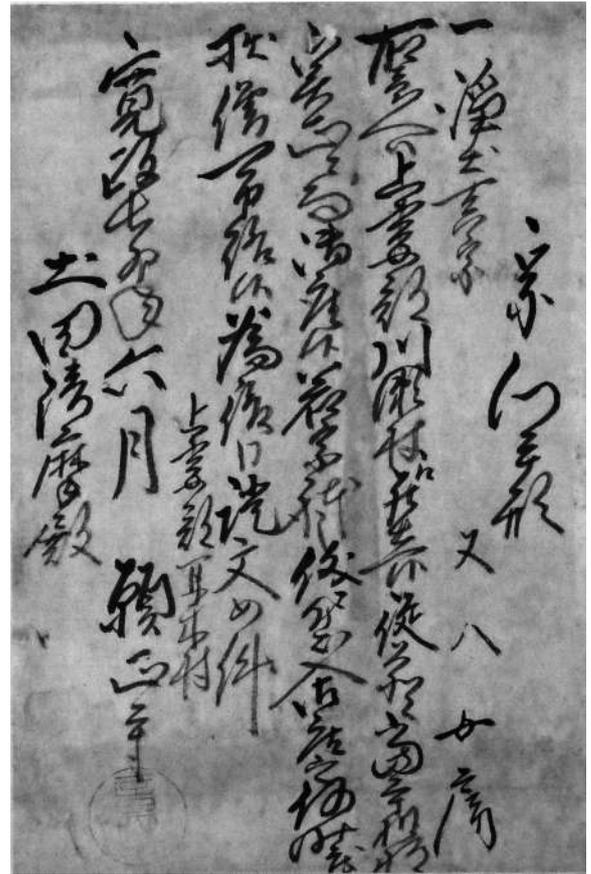
百姓 磯吉

右老人は上妻郡川瀬村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺檀那実正<sup>三</sup>  
御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候は、何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

御井郡藤山村

寛政七卯年六月 専修寺 厭誉〔印〕

土田清摩殿



【史料五】

宗門手形

一 浄土真宗

又八 女房

右卷人ハ上妻郡川瀬村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺檀那

実正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候ハ、何時も

拙僧可申啓候、為後日証文如件

上妻郡甘木村

寛政七卯年六月

願正寺〔印〕

土田清摩殿



【史料六】

宗門手形

一 浄土真宗

百姓

辰平

一同

辰平男子

源藏

一同

同人男子

佐八

一同

同人男子

庄左衛門

右四人ハ上妻郡藤田村<sup>江</sup>罷在候、従前々當寺

旦那実正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候ハ、

何時も拙僧可申啓候、為後日証文如件

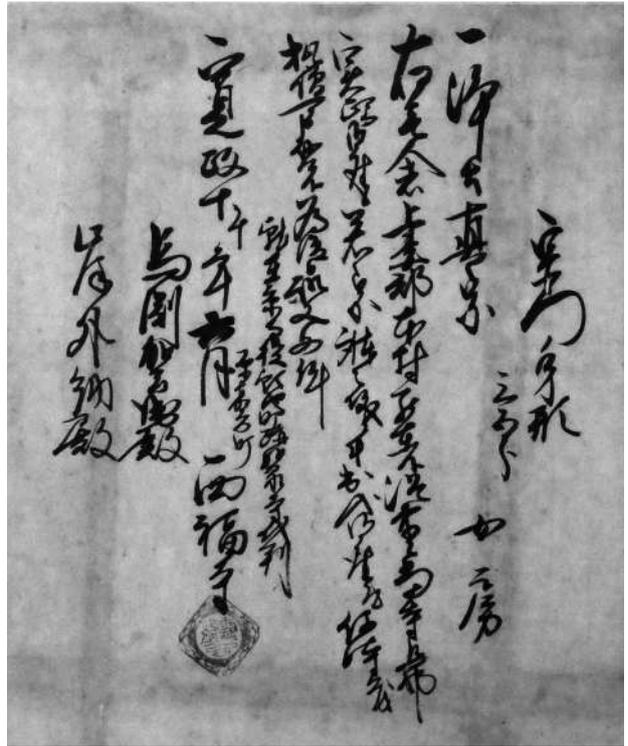
寛政七卯年

上妻郡藤田村

六月

光泉寺 智成〔印〕

土田清摩殿



【史料七】

宗門手形

一 浄土真宗 三五郎 女房

右老人は上妻郡本村罷在候、従前々當寺旦那

実正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候ハ、何時も

拙僧可申啓候、為後日證文如件

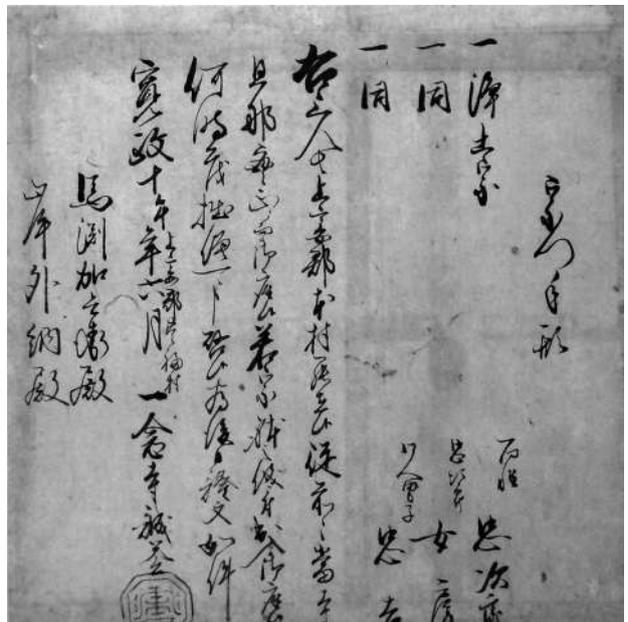
就在京寺役預池町跡妙泉寺代判

原嘉右衛門町

寛政十年六月 西福寺[印]

馬測加兵衛殿

岸外納殿



【史料八】

宗門手形

一 浄土宗 百姓 忠次郎

一同 忠次郎 女房

一同 同人男子 忠吉

右三人は上妻郡本村罷在候、従前々當寺

旦那實正<sup>三</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>二</sup>付出入御座候ハ、

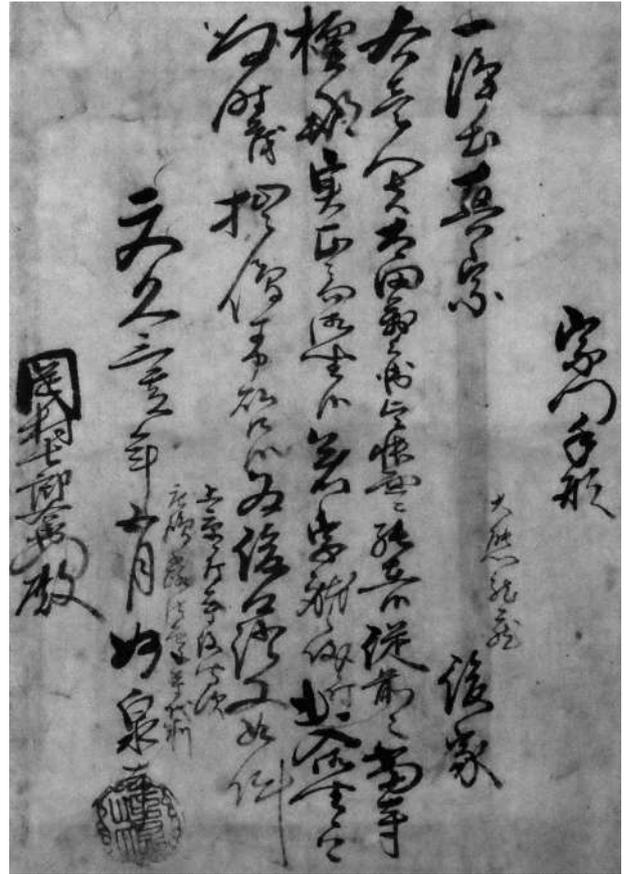
何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

上妻郡豊福村

寛政十年六月 一念寺 誠誉[印]

馬測加兵衛殿

岸外納殿



【史料九】

宗門手形

一 浄土真宗 大熊龍藏 後家

右巻人は太田萬兵衛と帳面<sup>ニ</sup>罷在候、従前々當寺

檀那美正<sup>ニ</sup>御座候、若宗躰之儀<sup>ニ</sup>付出入御座候ハ、

何時も拙僧可申啓候、為後日證文如件

上京<sup>ニ</sup>付寺役聞次

庄嶋小路法雲寺代判

文久三亥年五月 妙泉寺[印]

岡村七郎右衛門殿